

確定拠出年金法等の一部を改正する法律
の施行に伴う
中小企業退職金共済法施行令・
中小企業退職金共済法施行規則の改正について

平成29年10月16日
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

確定拠出年金法等の一部を改正する法律 ※平成28年5月24日成立、同年6月3日公布

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。 ※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等（※）へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3 DCの運用の改善 ※中小企業退職金共済制度を含む。

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

II 施行期日

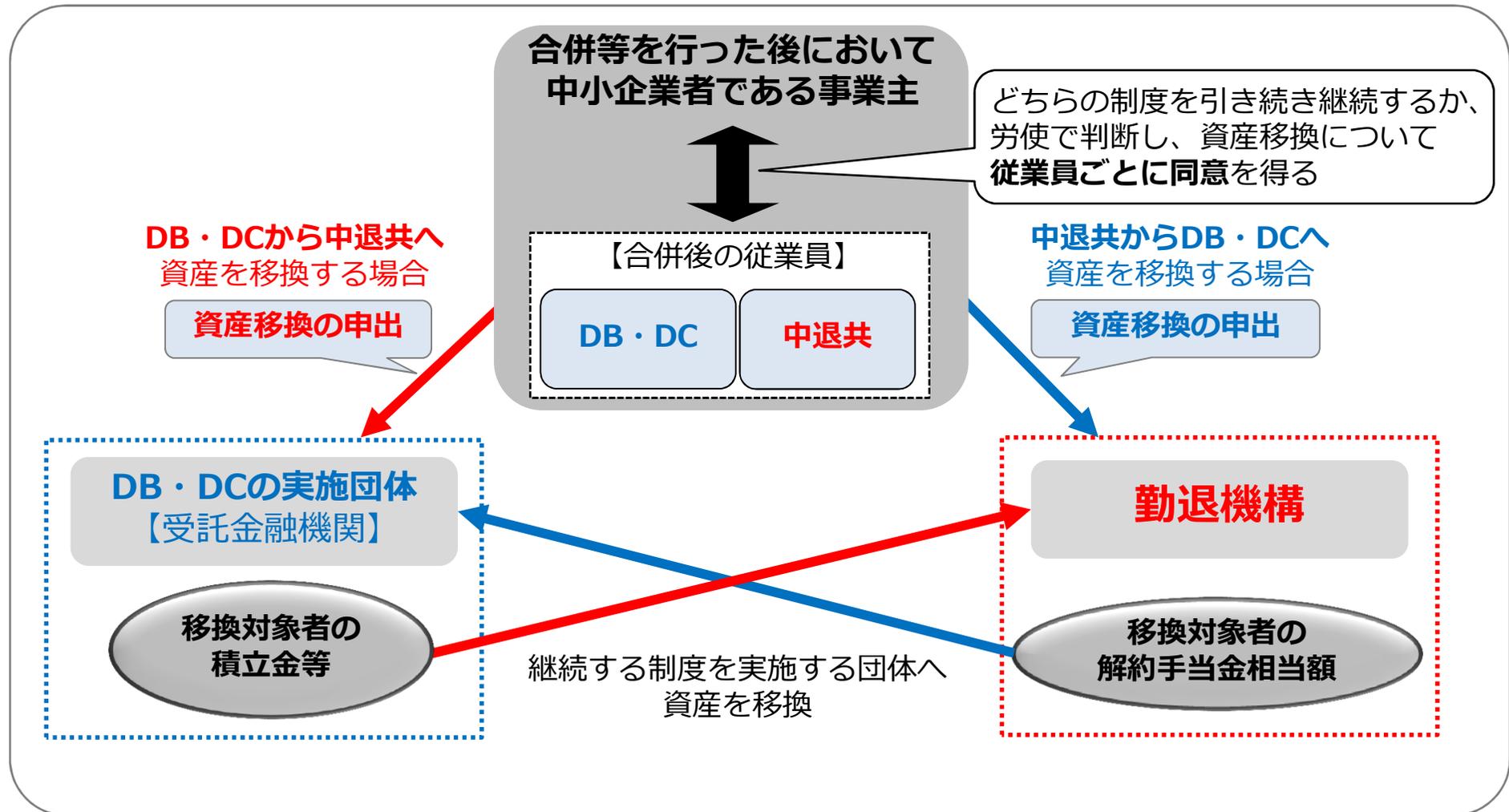
※平成30年5月1日を予定（政省令の公布は本年11月頃予定）

- ・ 2①、4は、平成29年1月1日（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日から2年以内で政令で定める日

中退共制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充

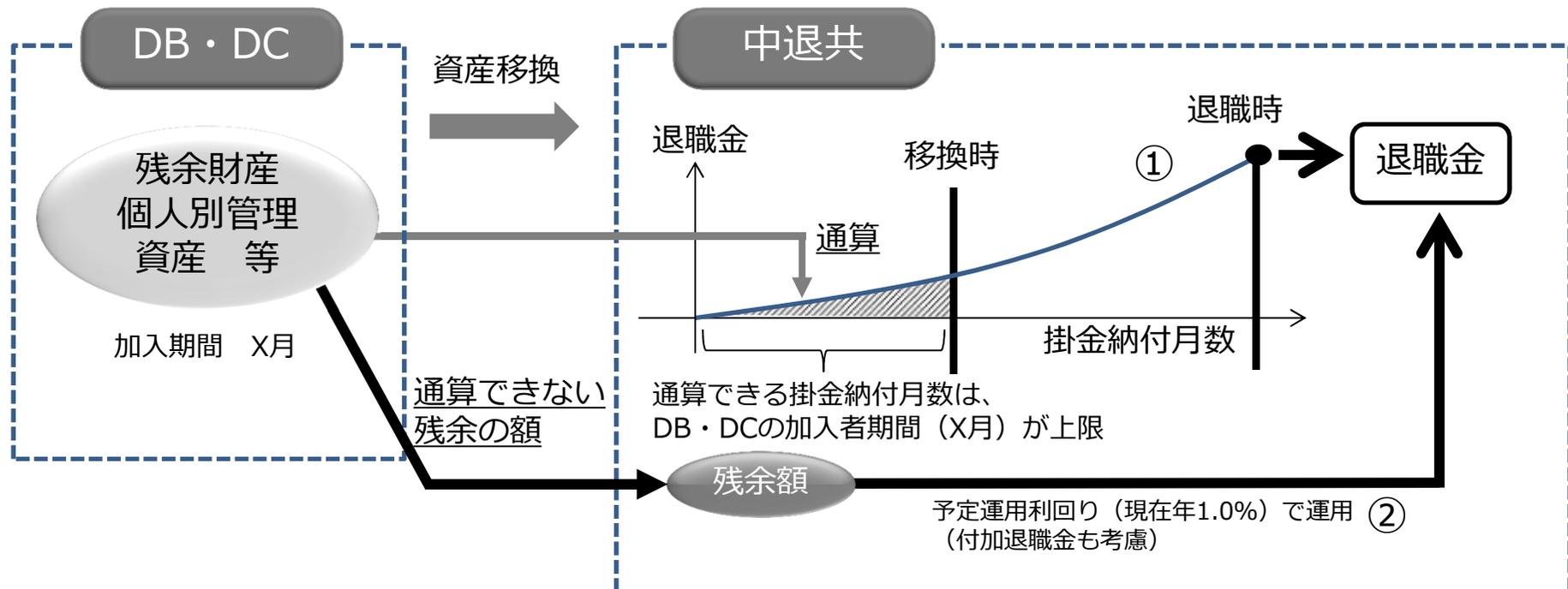
- 従業員が、職業生活の引退時等にまとまった退職金等を受け取ることができるよう、合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中退共制度と企業年金制度との間での資産移換を行うことを可能とする。

-資産移換のスキームについて-



政令の主な改正内容

- **DB・DC（企業年金制度）から中退共制度への資産移換について**
- 中退共制度の掛金納付月数への通算方法及び退職金額の算定方法等について定める。
 - ・ 移換額は、DB・DCの加入者期間を上限として、①移換後の退職金の掛金納付月数に通算され、②掛金納付月数に通算しきれなかった残余额は、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率（現在は年1%）で運用し、①に加算して支給する。等

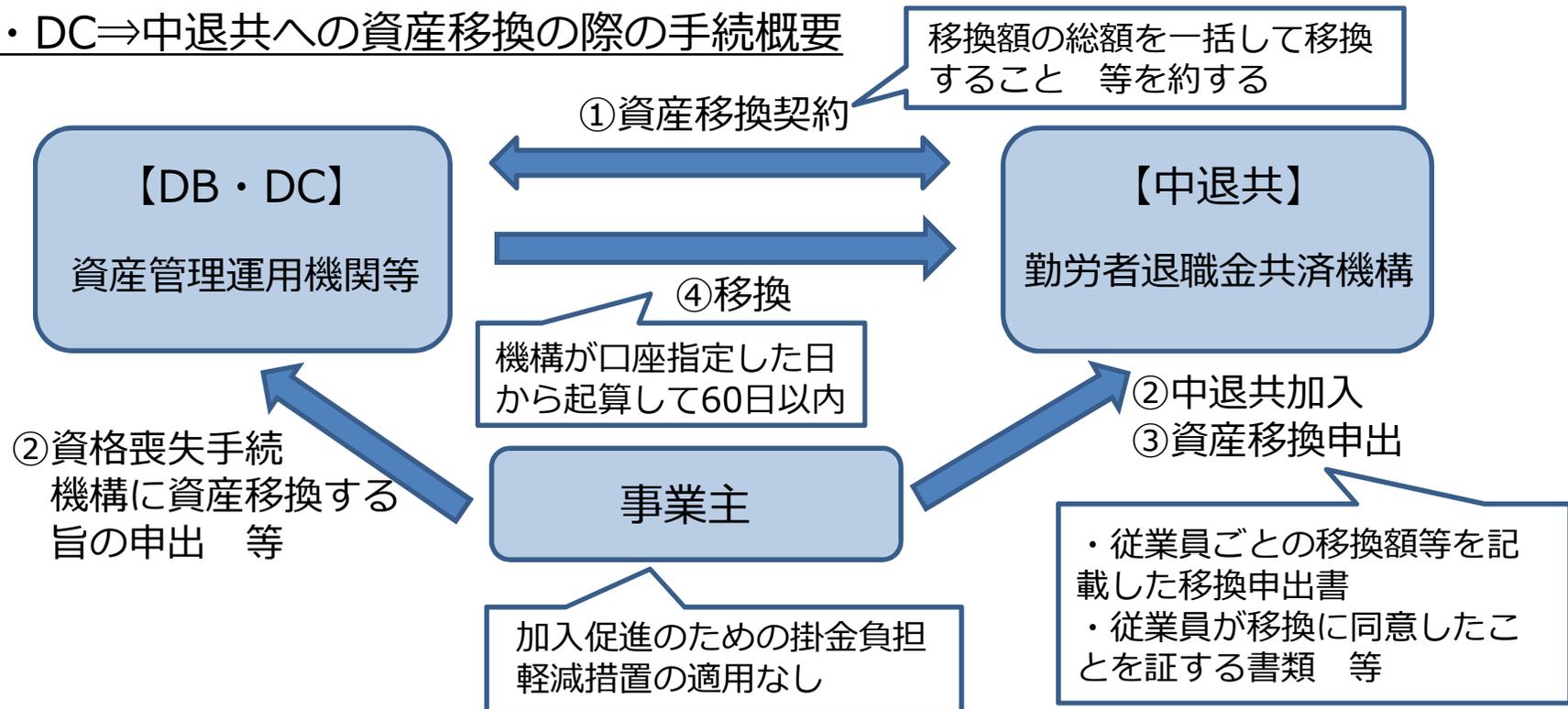


省令の主な改正内容 I

○ DB・DC（企業年金制度）から中退共制度への資産移換について

- (1) 中退共制度の掛金納付月数への通算方法及び退職金額の算定方法等の詳細について定める。
 - ・ 資産移換をした場合の退職金額は、移換時から通算した掛金納付月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして算定する。等
- (2) そのほか、資産移換をする際の手続等について定める。

DB・DC⇒中退共への資産移換の際の手続概要

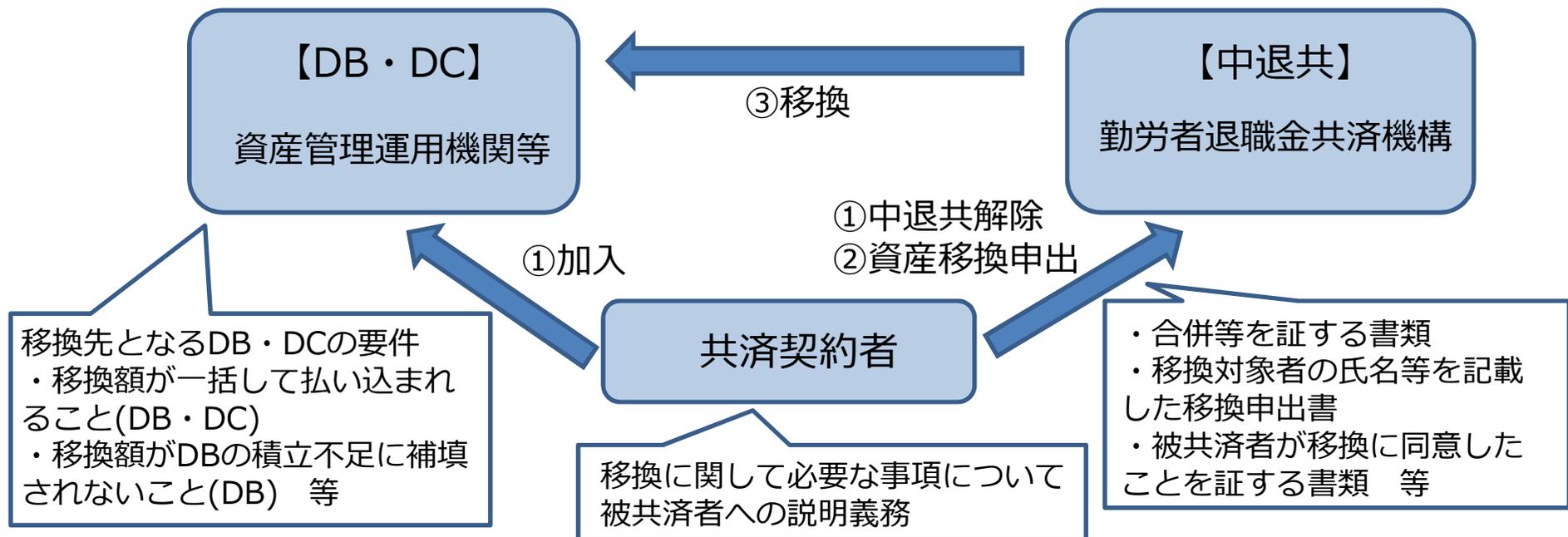


省令の主な改正内容 II

○ 中退共制度からDB・DC（企業年金制度）への資産移換について

- (1) 今般の資産移換が可能となる要件である「会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為」（以下「合併等」という。）について定める。
⇒ 詳細は後述
- (2) 資産移換の申出を行うことができる期限を「合併等」から1年以内とする。
- (3) そのほか、資産移換をする際の手続等について定める。

中退共⇒DB・DCへの資産移換の際の手続概要



「合併等」の範囲について

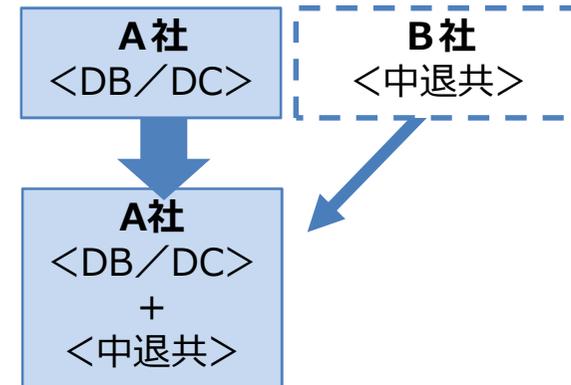
- 今般の資産移換が可能となる「合併等」をした場合とは、従業員の労働条件（権利義務）の承継を伴う事業再編類型である、合併（吸収合併・新設合併）、分割（吸収分割・新設分割）、事業譲渡により、1つの中小企業に企業年金制度と中退共制度が併存する場合とする。

※ なお、会社法以外の法令に基づく、これらに相当する行為も含む。

① 合併（吸収合併及び新設合併）

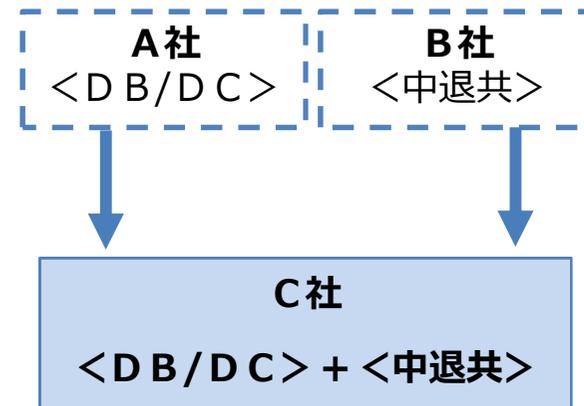
○ 吸収合併

会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの（会社法第2条第27号）。



○ 新設合併

2以上の会社ができる合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの（会社法第2条第28号）。



② 分割（吸収分割及び新設分割）

○ 吸収分割

株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること（会社法第2条第29号）。

○ 新設分割

1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること（会社法第2条第30号）。

③ 事業譲渡

合併、分割のような組織法上の行為と異なり、財産の処分などと同じ取引行為として、事業の全部又は一部の譲渡をするもの（会社法第467条）。

※ 事業譲渡により退職給付制度といった従業員の労働条件が承継される場合に限る。

